

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙国捜発第45号、丙総発第43号
丙生企発第74号、丙刑企発第88号
丙組企発第59号、丙交企発第77号
丙備企発第129号、丙外事発第61号
丙情企発第35号

平成31年3月29日
警察庁刑事局長
警察庁長官官房長
警察庁生活安全局長
警察庁交通局長
警察庁警備局長
警察庁情報通信局長

在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の推進について（通達）

近年、在留外国人は増加を続け、平成30年末の在留外国人数は273万人と過去最多を記録したほか、第197回国会において、新たな外国人材受入れのための在留資格の創設等を目的とする出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）が成立し、平成31年4月より新たな在留資格である「特定技能」による外国人材の受入れが開始されるなど、在留外国人は今後一層増加していくことが予想される。

こうした中、政府において、外国人材の受入れ・共生に関して目指すべき方向性を示すものとして、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（別添）が取りまとめられ、警察においてもこれに基づき各種具体的施策を実施することとされている。

警察では、これまで「外国人集住地域総合対策の推進について（通達）」（平成21年3月5日付け警察庁丙国捜発第8号ほか）に基づき、特定の国籍の外国人が多く集住する地域を対象とした各種施策を講じてきたところであるが、上記情勢を踏まえ、在留外国人の実態に応じた施策を講じていく必要がある。

以上を踏まえ、別紙のとおり、「在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の基本方針」を策定し、平成31年4月1日をもって施行することとしたので、各都道府県警察においては、推進体制を確立するとともに、関係行政機関等と連携し、各施策を積極的に推進されたい。

在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の基本方針

1 目的

在留外国人の安全の確保に向けた総合対策（以下「総合対策」という。）は、在留外国人の実態を踏まえ、外国人コミュニティ（在留外国人が多く集住する地域、在留外国人が多く所属する企業及び学校等並びに在留外国人が多く集まる繁華街及び商業施設等をいう。）を対象として、関係行政機関、住民団体、企業等（以下「関係行政機関等」という。）と協調し、各種警察活動を的確に行うことにより、

- ① 在留外国人に係る犯罪被害の防止
- ② 外国人コミュニティへの犯罪組織等の浸透の防止等を図ることを目的とする。

2 実施すべき施策

(1) 各種警察活動の推進

警察が行う防犯・交通安全についての広報啓発活動、通訳人を帯同した巡回連絡、自主防犯団体との合同パトロール、犯罪の取締り、災害対策、テロ対策等の各種活動は、在留外国人に係る犯罪被害の防止や外国人コミュニティへの犯罪組織等の浸透の防止等に効果的であることに加え、在留外国人を孤立化させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくとの観点からも効果的である。

各都道府県警察は、このような効果を十分認識した上で、外国人コミュニティとの協力関係の構築に努めつつ、各コミュニティの実態に応じた施策を推進する。

(2) 関係行政機関等との連携

各都道府県警察は、関係行政機関等に対し、外国人犯罪の状況等に関する情報提供等を行い、各関係行政機関等の実施する各種取組みに警察として必要な協力を行うなど、各関係行政機関等との連携に努める。

(3) 実態把握の推進

各都道府県警察は、実施すべき施策の具体的な内容、時期、方法等の選択及び決定が適切に行われるよう、実態把握を着実に推進する。

外国人コミュニティの実態は、社会経済状況等の変動に伴って常に変化するものであることから、各都道府県警察は部門間連携、関係行政機関等との連携に配意しつつ、外国人コミュニティ及びそのネットワークについて着実に実態把握を推進し、犯罪組織等の浸透の予兆等を把握した場合には、早期に浸透を防止するよう努める。

(4) 違法行為に対する厳正な取締り

各都道府県警察は、我が国において在留外国人が安心して生活できるよう、在留外国人の就労等に際して悪質な仲介事業者等が介在することを防ぐため、悪質な仲介事業者等の実態把握に努めるとともに、これを把握した場合は厳正な取締りを行う。

また、関係機関と緊密に連携し、不法滞在事犯、偽装滞在事犯等の取締りを推進する。

3 体制の確立等

(1) 体制の確立

総合対策の推進には、部門を超えて組織の総合力を発揮することが必要である。よって、各都道府県警察においては、本部及び警察署における部門間連携の強化による総合対策の効果的推進を目的として、部長級の職員を本対策の責任者に指定する。

(2) 賞揚の実施

(1)の責任者は、各都道府県警察が推進する各種施策や部門間連携等に関する功労があった所属又は職員に対して、積極的な賞揚を行う。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（抄）

平成30年12月 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

II 施策

1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(2) 啓発活動等の実施

【具体的施策】

- 政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」（毎年6月）において、関係省庁が緊密な連携を図りつつ外国人労働者問題に関する啓発活動等を行う。《施策番号4》

2 生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

【具体的施策】

- 安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報（在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等）について、「生活・就労ガイドブック（仮）」を政府横断的に作成する。

外国人が必要な情報に容易にアクセスできるよう周知を図っていくこととし、ポータルサイトで発信するほか、在外公館、在日外国公館、空港、地方公共団体、企業、学校等で配布するなど、国内外で幅広く提供する。対応言語については、11か国語を目途に多言語化を進める。《施策番号9》

(2) 生活サービス環境の改善等

③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

【具体的施策】

- 交通安全教育や交通安全についての広報啓発活動等を通じて、外国人の間にも日本の交通ルールに関する知識を普及させることにより、交通事故の防止を図る。また、外国人の居住実態や要望等の各都道府県の実情に応じ、運転免許学科試験や75歳以上の運転者を対象とした認知機能検査において多言語化の取組を進める。《施策番号33》

- 外国人からの110番通報に迅速・的確に対応できるよう、全都道府県警察において整備している三者通話システムの活用を推進するとともに、事件・事故等の現場における外国人との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語翻訳機能を有する装備資機材の導入を図る。また、外国人が刑事手続の当事者となった場合において、引き続き、適切な通訳の確保を図る。《施策番号34》
- 民間通訳人を同行した巡回連絡の実施、外国人に対する110番通報講習や防犯教室の開催、自主防犯団体との合同パトロールの実施など防犯対策の充実を図り、外国人が犯罪被害者となることや外国人コミュニティ等に対する犯罪組織の浸透の防止等を図る。《施策番号35》

(3) 円滑なコミュニケーションの実現

② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理

【具体的施策】

- 検挙された留学生について、その通っている日本語教育機関が判明した場合に、警察庁が法務省及び外務省に対して当該日本語教育機関の情報を提供し、法務省において当該情報を日本語教育機関に対する調査等に活用するとともに、外務省において査証審査に活用する取組を更に推進する。外務省は、査証審査等により判明した、要件を満たさない留学生に係る日本語教育機関の情報を法務省等に提供し、法務省は、当該情報を日本語教育機関に対する調査等に活用する。《施策番号60》

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実

【具体的施策】

- 補導の対象となった外国人少年について、非行を防止するため継続補導を実施するとともに、大学生ボランティア等と連携し、学習支援活動や居場所づくり活動等に取り組み、外国人少年の健全育成を図る。《施策番号67》

3 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

(1) 悪質な仲介事業者等の排除

【具体的施策】

- 新たな在留資格について、平成31年から外国人材の送出しが想定される日本語試験を実施する9か国（ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル）との間で、同年3月までに、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の

枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書の作成を目指すとともに、同年4月以降の制度の運用状況等を踏まえ、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行うほか、上記国以外の国であって送出しが想定されるものとの間で、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を進める。《施策番号100》

- 法務省、厚生労働省、警察、文部科学省及び外務省は、必要に応じ、技能実習生・特定技能外国人等からの聴取、関係団体からの報告、実習実施者・受入れ機関等に対する立入検査、送出し国政府からの情報提供等を通じて国内外の悪質な仲介事業者等の存在を把握したときは、その情報を相互に提供するとともに、外国人技能実習機構に提供する。《施策番号103》

- 法務省、厚生労働省、警察、文部科学省、外務省及び外国人技能実習機構は、技能実習生、特定技能外国人、留学生等の受入れに係る外国の悪質な仲介事業者等に関する情報を把握したときは、必要に応じ、当該国の政府に対し、その情報を提供し、当該仲介事業者等に対し厳正な処分がなされるべきことについて申入れ等を行うとともに、その情報を相互に提供する。

法務省、厚生労働省及び外務省は、国内外の悪質な仲介事業者等に関する情報提供を得たときは、当該仲介事業者等を排除するため、当該情報を所管法令に基づく調査や査証審査に活用する。また、法務省及び厚生労働省において、技能実習生については関係する監理団体等に対し、特定技能外国人等については国内にいる当該仲介事業者等又はその関係者に対し、それぞれ、悪質な場合は法令に基づいて適正に行政処分を行う。さらに、必要に応じ、捜査機関において犯罪捜査を行うなど適切に対処するとともに、これらの取組の状況等を白書等により定期的に公表する。《施策番号104》

4 新たな在留管理体制の構築

(3) 不法滞在者等への対策強化

【具体的施策】

- 不法滞在事犯、偽装滞在事犯等の取締りの推進のため、地方入国管理官署が警察等の関係機関との協力関係を強化し、緊密な情報共有を行うとともに、収集した情報の分析を強化することにより、効果的かつ効率的な摘発の推進に努める。また、不法滞在事犯、偽装滞在事犯及び不法就労助長事犯に関与する仲介事業者及び雇用主を積極的に摘発するな

ど、悪質な仲介事業者及び雇用主に対して厳格な対応を行う。さらに、不法就労等の防止、不法滞在者の地方入国管理官署への自主的な出頭の促進等に向けた広報・啓発活動及び指導を積極的に実施する。《施策番号120》

- 法務省による技能実習における失踪者に係る情報等の収集・分析の結果、実習実施者について賃金不払等の労働関係法令違反が認められた場合には、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構が連携の上、更なる調査を進め、実習実施者・監理団体等に対する指導助言、立入検査、改善命令等の措置を講ずるほか、悪質な場合は、実習実施者及び監理団体に対し、許可の取消し等の処分を行う。労働関係法令違反の疑いについては、法務省から厚生労働省への通報により、労働基準法等に基づく監督指導等を行い、賃金の不払等の違反があれば是正を図らせる。加えて、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構は、必要に応じ、関係行政機関に対して情報提供や告発等を行い、関係行政機関においては、法令に基づいて適切に対処する。こうした取組の状況等については、白書等を通じて定期的に公表する。《施策番号123》